

固定資産税土地評価入力支援業務に係る受託候補者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、「固定資産税土地評価入力支援業務」に係る受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

(委託内容)

第2条 委託内容は以下の仕様書のとおり。
固定資産税土地評価入力支援に係る仕様書

(受託候補者選定委員会の設置)

第3条 受託候補者の選定に関する審査を行うために、行財政局内に「固定資産税土地評価入力支援業務に係る受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設ける。

2 選定委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

委員長	行財政局税務部資産税課	資産税課長
委員	行財政局税務部税務課	税制課長
委員	行財政局市税事務所固定資産税室	固定資産税第三課長

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは税務部税制課長がその職務を代理する。

4 委員に事故があるとき又は欠けたときは行財政局市税事務所固定資産税室固定資産税第一課長、固定資産税第二課長又は固定資産税第四課長がその職務を代理する。

(受託候補者の選定)

第4条 提出された企画提案書及びヒアリング内容をもとに、構成員が評価基準表(別紙8)に基づき、提案内容を審査して採点し、構成員が採点した点数の合計点数を構成員の数で除し(小数点以下第2位切捨て)、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。

2 得点が同一であった場合、評価基準表における評価項目「実施方法」の点数が高い提案者を受託候補者とし、「実施方法」の点数が同点の場合は、最も低い見積価格を提示した候補者を、受託候補者として選定する。

3 極端な意思をもって採点した構成員がいたことが判明した場合は、選定委員会で協議し、各項目の最高と最低の点数を不採用とする場合があるものとする。

4 基準点及び加算点の趣旨を理解せずに採点されていたことが判明した場合は、選定委員会で協議し、当該構成員の採点を不採用とする又は採点のやり直しを求める場合があるものとする。

5 提案者が1者の場合においても、本プロポーザルは成立することとし、選定を行う。

(審査結果の通知)

第5条 選定結果については、提案者全員に書面により通知する。

附則

この要領は、決定の日から施行する。